

議案第44号いなべ市職員の給与に関する条例等の一部  
を改正する条例の制定についてに対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第115条の3及びいなべ市議会会議規則（平成15年いなべ市議会規  
則第1号）第17条の規定により提出します。

令和4年12月23日提出

いなべ市議会議長 小川 幹 則 様

提出者 いなべ市議会議員 岡 恒 和

賛成者 いなべ市議会議員 衣 笠 民 子

提案理由

令和4年の人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されることに伴い、これに準じていなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるため、いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてが提案された。

しかし、人事院勧告に基づく給与改定は、労働基本権制約に対する代償措置として行われるものであり、その対象とならない特別職（市長、副市長及び教育長）の給与等及び議員報酬の改定を行わず提案されるべきである。

これが、この修正案を提案する理由である。

## いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の修正案

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり修正する。

題名中「条例等」を「条例」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条を第2条とする。

第5条及び第6条を削る。

附則第1条第1項ただし書中「第4条から第6条まで」を「第2条」に改め、同条第3項中「、第2条の規定による改正後のいなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）及び第3条の規定による改正後のいなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）」を削る。

附則第2条中「、改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例」、「第2条の規定による改正前のいなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第3条の規定による改正前のいなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例」及び「それぞれ」を削る。